

# 横浜市東部方面斎場 (仮称)の整備について

配信期間:令和3年3月19日(金)~4月19日(月)

横浜市 健康福祉局 環境施設課

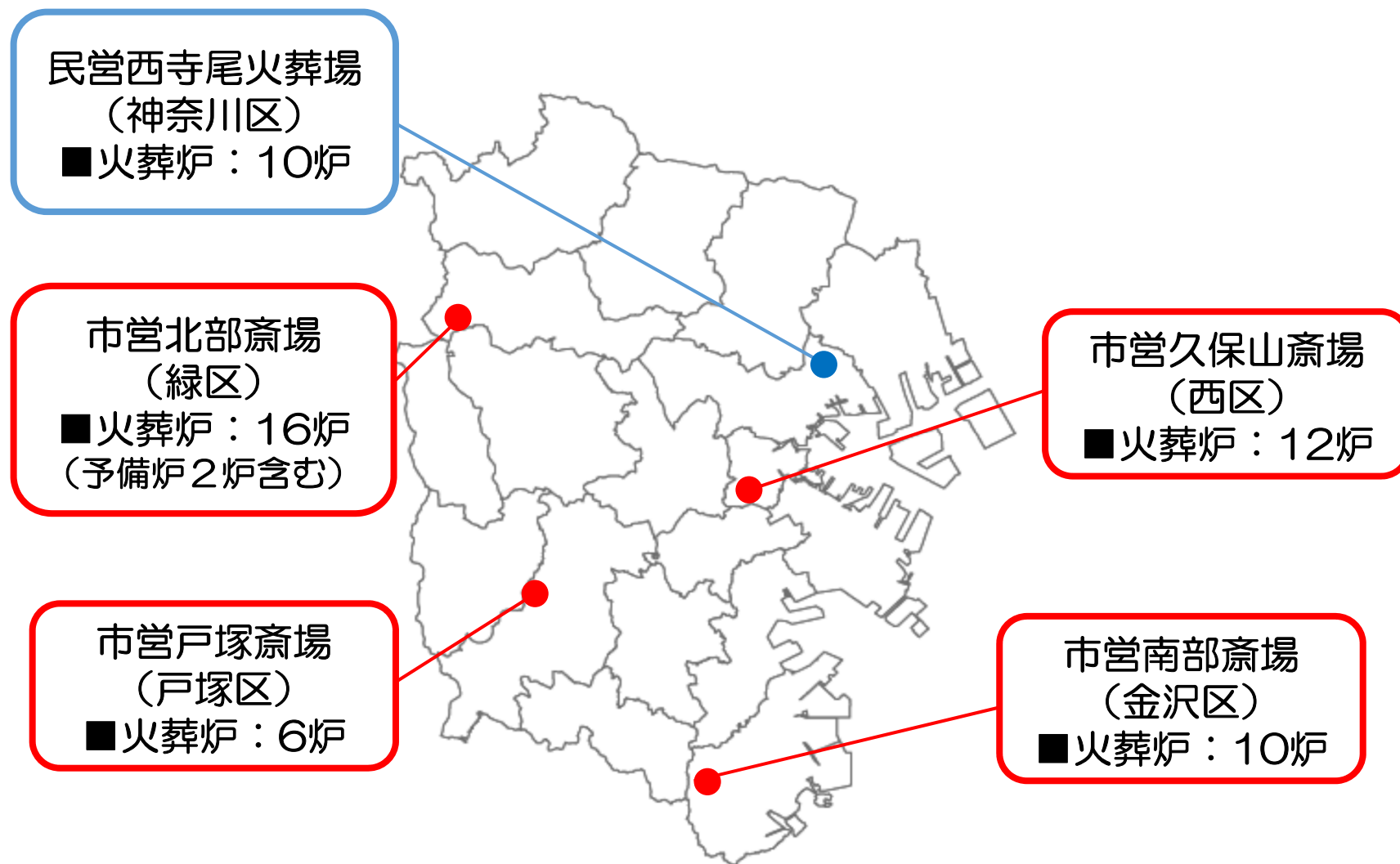
# 目次

- I 横浜市の現状
- II 基本設計について
- III 環境影響評価(自主)
- IV 今後のスケジュール

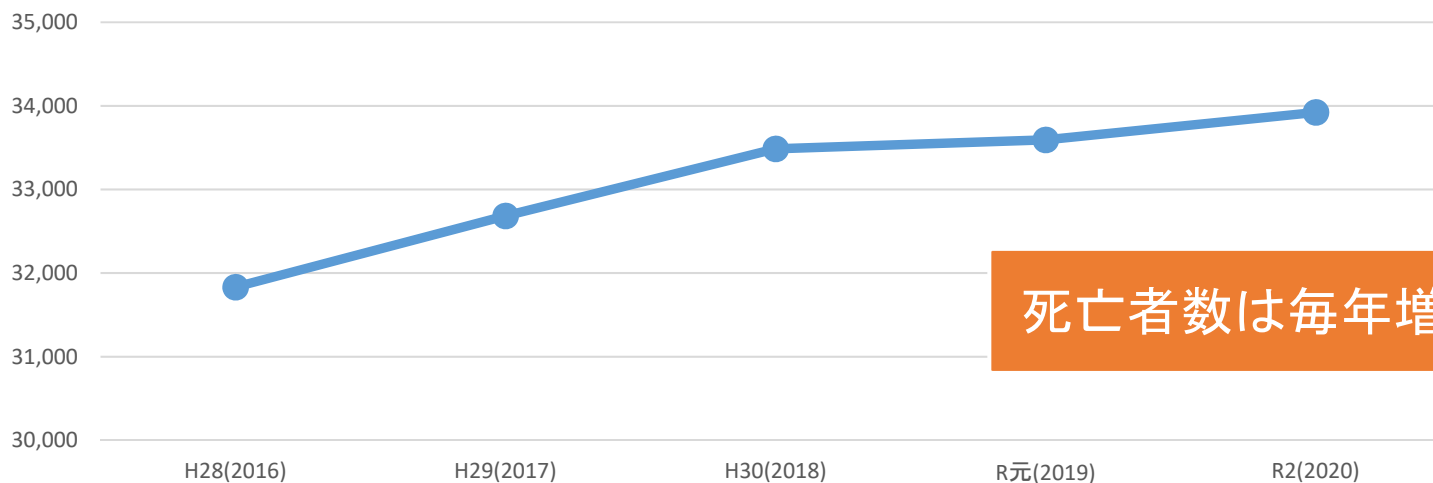
# 目次

- I 横浜市の現状
- II 基本設計について
- III 環境影響評価(自主)
- IV 今後のスケジュール

## 市内斎場の配置図(現在)



## 最近5か年の市内死亡者数



	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)
死亡者数	31,833人	32,684人	33,487人	33,594人	33,923人
前年比	+1,100人	+851人	+803人	+107人	+329人

## 市内斎場の火葬実績

(単位:件)

年度	市営斎場 合計	市営斎場				民営 西寺尾 火葬場	合計
		久保山斎場	南部斎場	北部斎場	戸塚斎場		
平成27年度 (2015)	29,053	8,805	6,233	9,319	4,696	2,112	31,165
平成28年度 (2016)	29,399	8,985	6,296	9,395	4,723	2,282	31,681
平成29年度 (2017)	30,253	9,183	6,493	9,677	4,905	2,558	32,816
平成30年度 (2018)	30,806	9,314	6,597	10,198	4,697	2,408	33,214
令和元年度 (2019)	31,471	9,798	6,300	10,408	4,965	2,355	33,826

死亡者数と同様に増加傾向

## 市営斎場の火葬待ち日数

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
4斎場 平均	3.88日	4.01日	4.28日	4.46日	4.49日

火葬待ち日数は年々長期化

※ 日数の計算方法

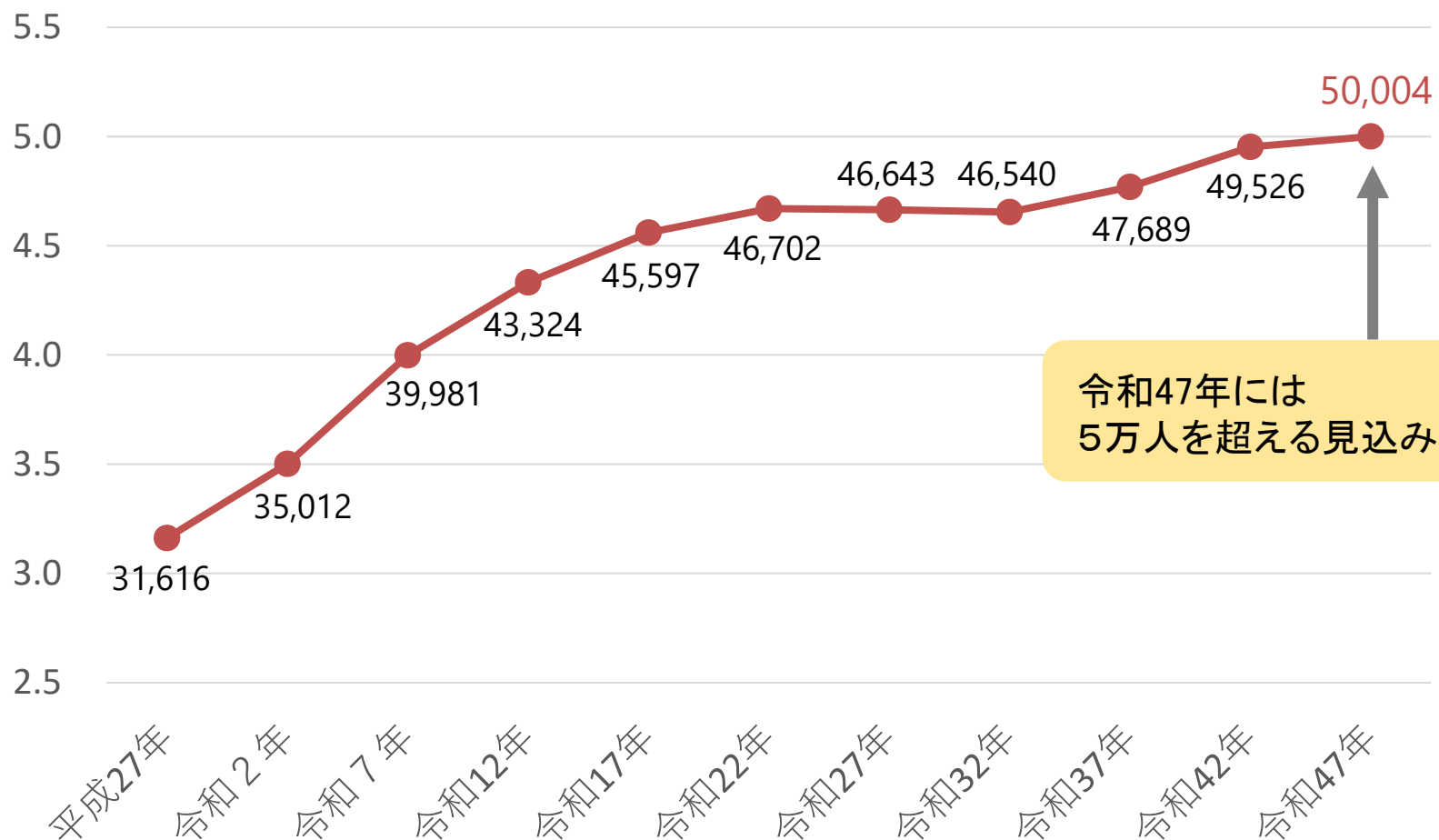
(法律の規定により死亡後24時間以内は火葬ができないため、死亡日の翌日から起算)

(死亡日) (起算日) (火葬日)

月曜日 → 火曜日 → 水曜日 = 火葬待ちは1日

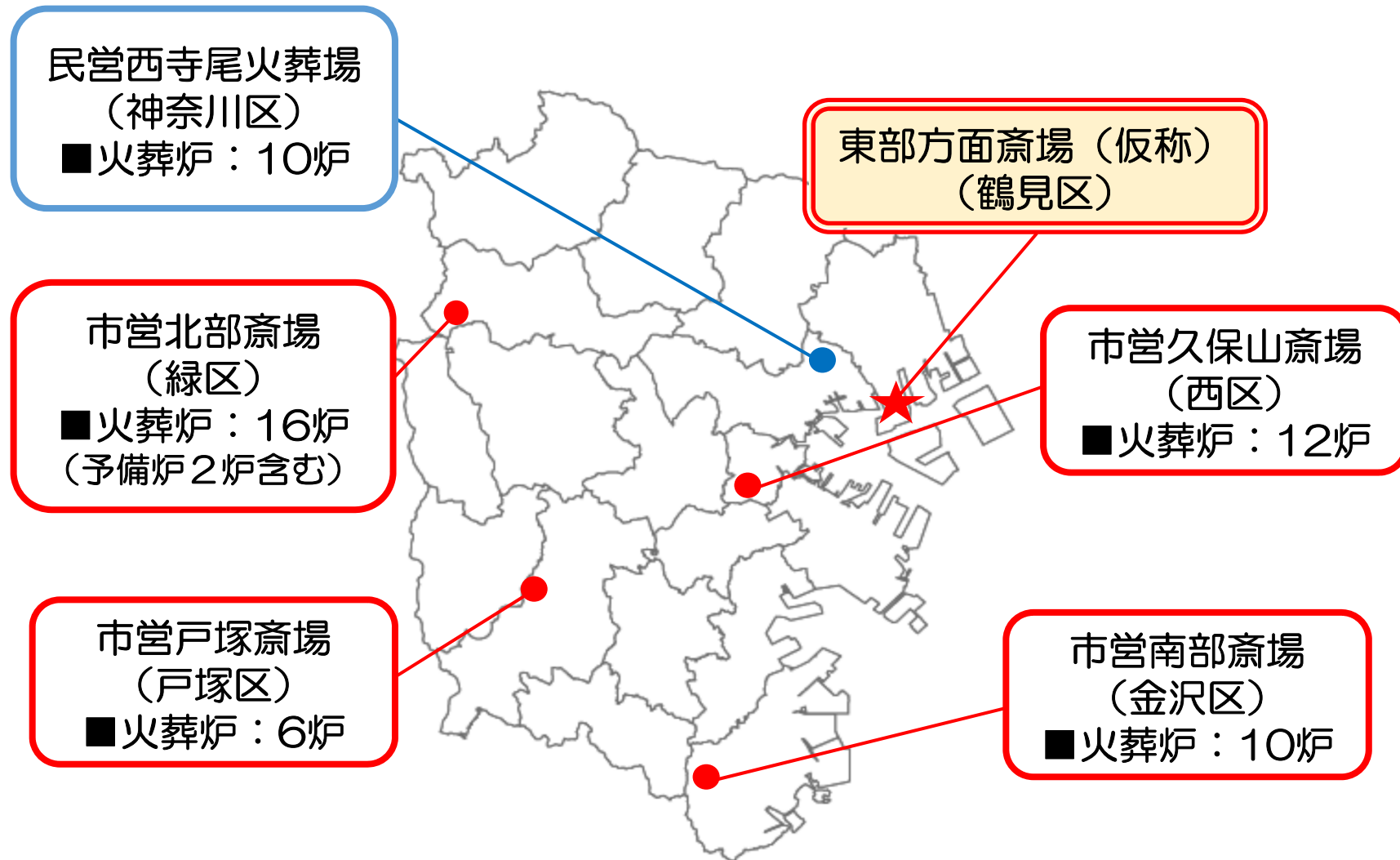
## 横浜市の死亡者数推計

(単位：万人)





## 市内斎場の配置図(計画)



# 目次

- I 横浜市の現状
- II 基本設計について
- III 環境影響評価(自主)
- IV 今後のスケジュール

基本設計では、次のとおり検討を行っています。

- 1 計画地に斎場を建てるための条件を整理
- 2 必要な機能を整備するための調査
- 3 基本となる図面の作成

※令和2年度から令和3年度にかけて検討していきます。

## Ⅱ-2 計画地について



所在	鶴見区大黒町18-18ほか	面積	約11,000平方メートル
用途地域	工業専用地域	建蔽率 容積率	60% (緩和適用により70%) 200%
臨港地区	横浜港臨港地区	現況	鶴見区スポーツ広場 (暫定利用中)ほか

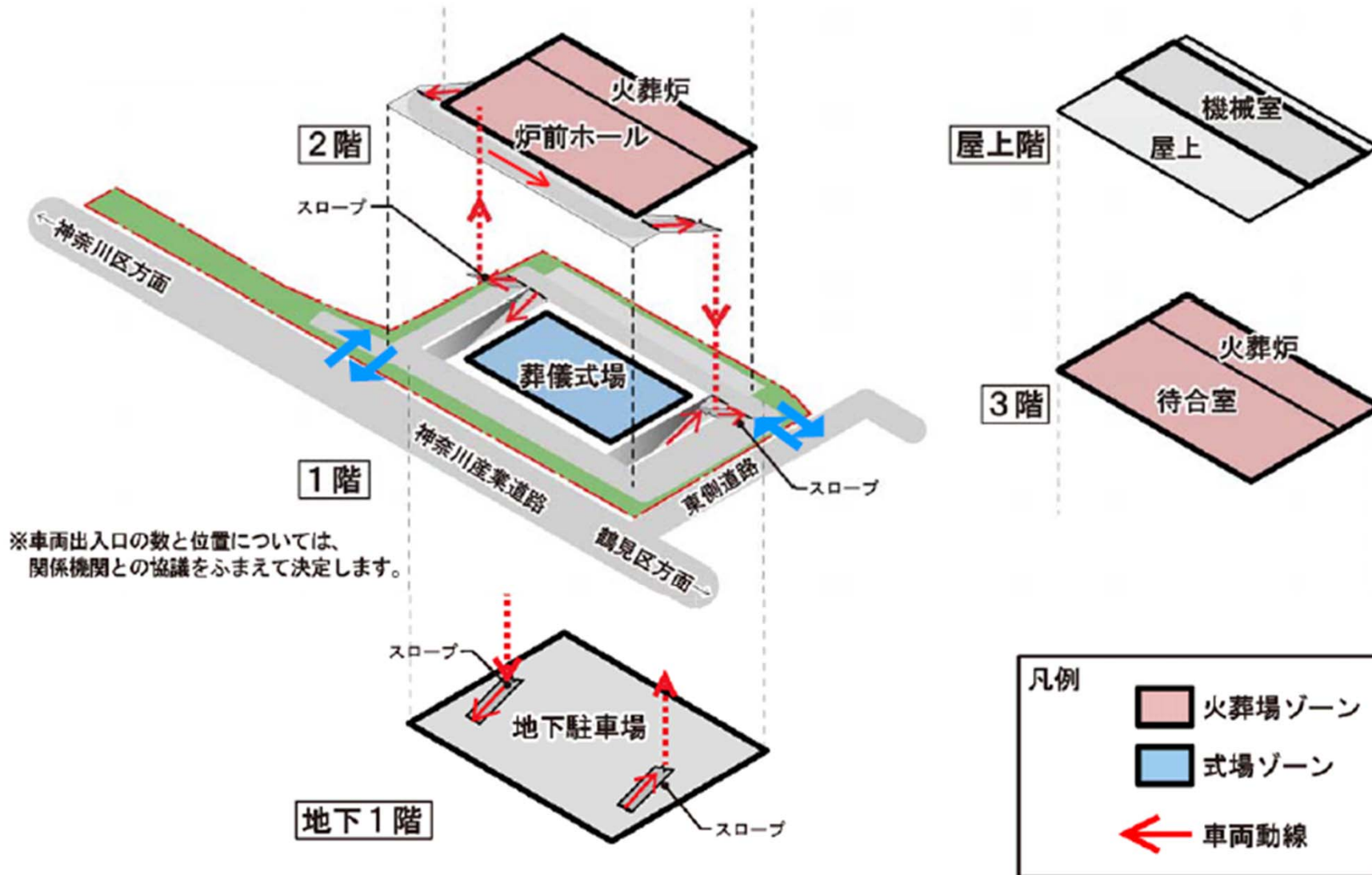




## Ⅱ-2 計画地について



## Ⅱ-3 建物構成イメージについて



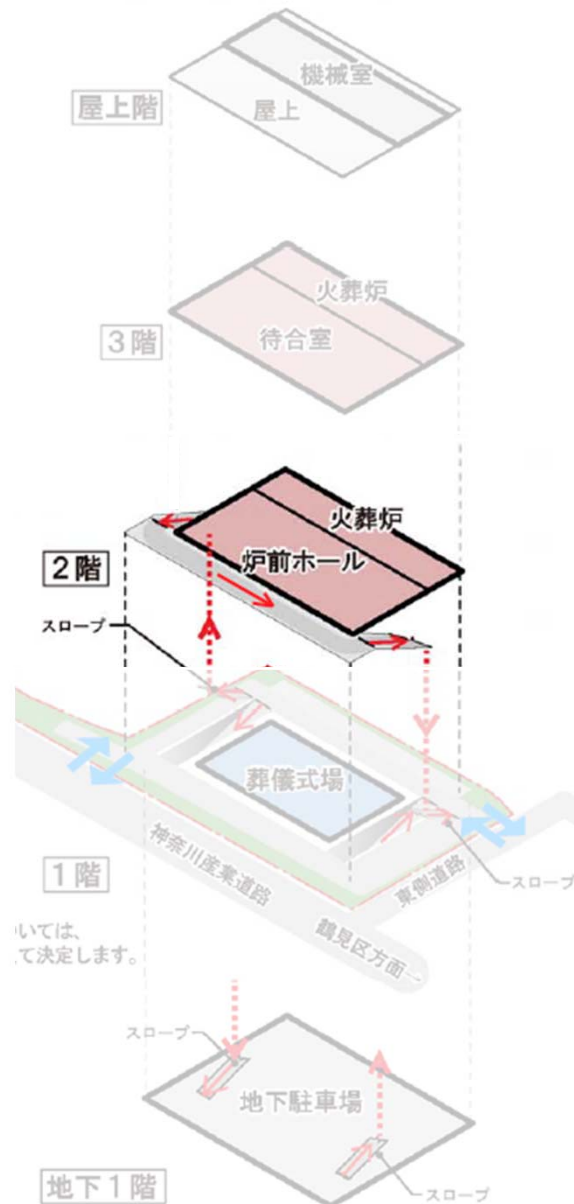
## Ⅱ-4 整備諸室について



規模 (想定)	<u>延床面積 約20,000平方メートル</u> 地上3階 地下1階
火葬炉 設備	16炉 (内予備1炉) 1炉に対し1排気系統
炉前 ホール	16室 (告別、収骨室兼ねる)
霊安室	ご遺体を約10体お預かりし、 面会所も設置
待合 機能	待合室16室 (40人用) 待合ロビー、売店・喫茶、キッズスペース
葬儀 式場	2～3室 (約50席)
駐車場	150台以上 (ほか 臨時駐車場も整備)



## Ⅱ-4 整備諸室について



### 2階

火葬炉設備	16炉 (内予備1炉) 1炉に対し1排気系統
炉前ホール	16室 (告別、収骨室兼ねる)
霊安室	ご遺体を約10体お預かりし、 面会所も設置



<イメージ写真:横浜市北部斎場>

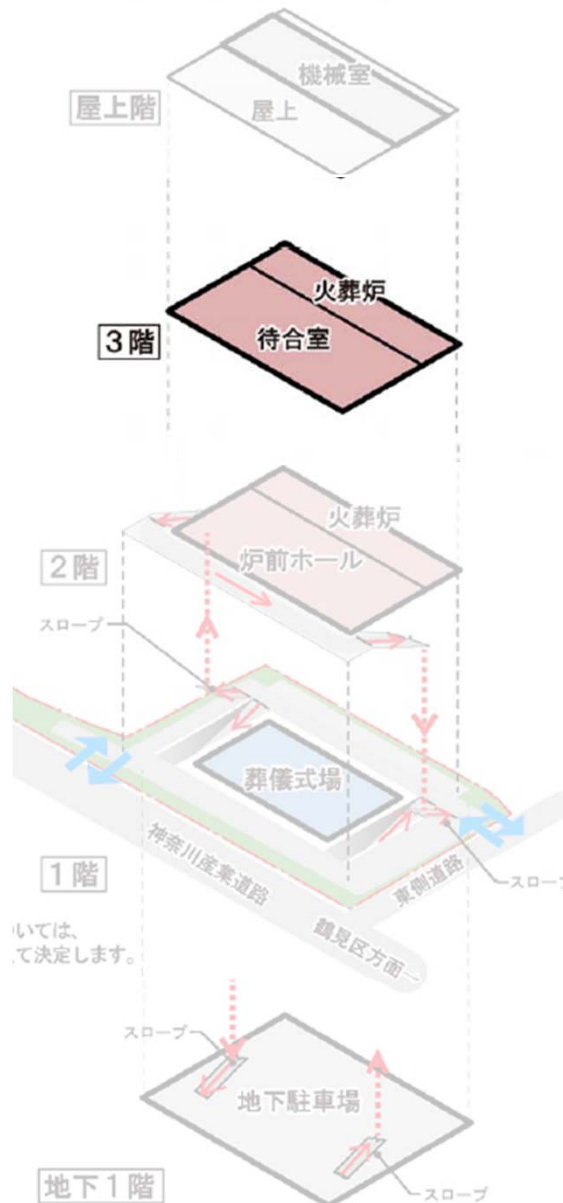


## Ⅱ-4 整備諸室について

### 3階

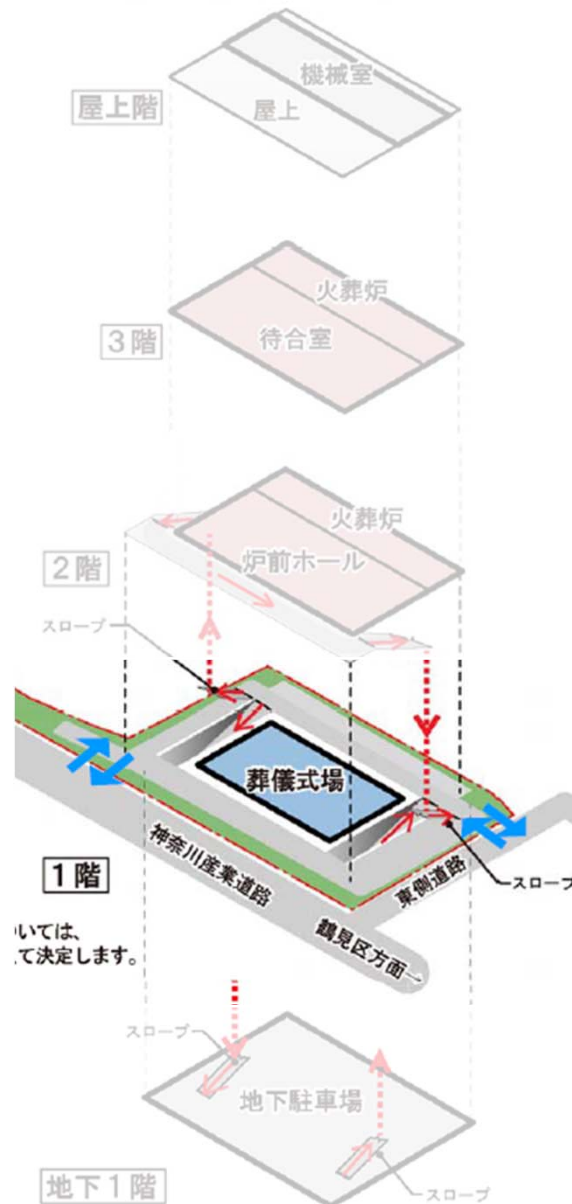
待合機能

待合室16室（40人用）  
待合ロビー、売店・喫茶、  
キッズスペース



<イメージ写真:横浜市北部斎場>

# Ⅱ-4 整備諸室について



1階

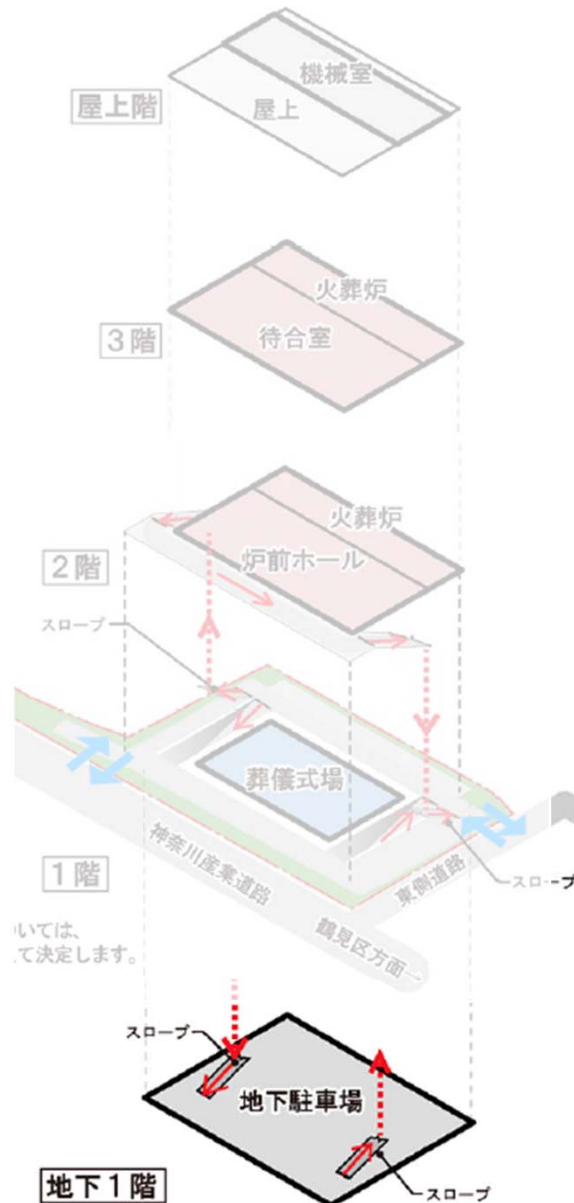
葬儀式場

2～3室（約50席）



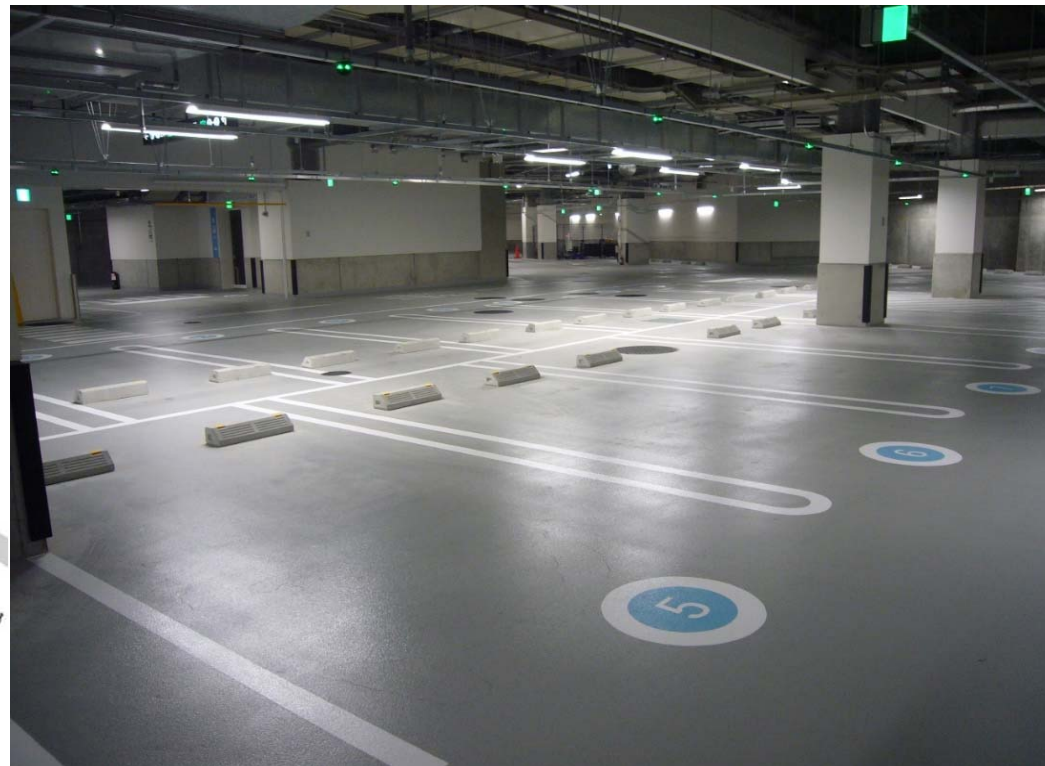
<イメージ写真:横浜市北部斎場>

## Ⅱ-4 整備諸室について



地下1階

駐車場 150台以上

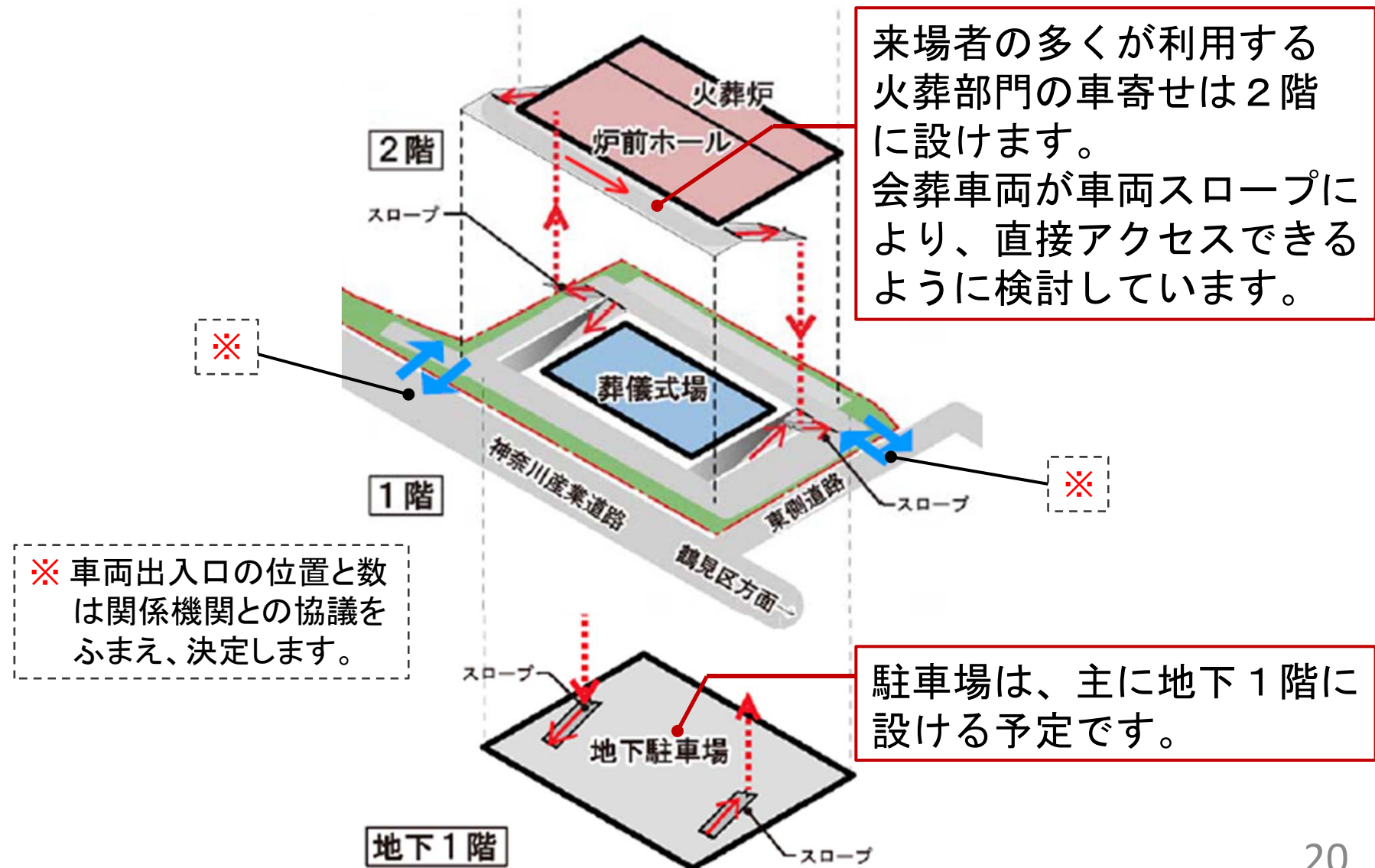


<イメージ写真: 横浜市役所 地下駐車場>

このほかに臨時駐車場も整備します。



## Ⅱ-5 車両動線について



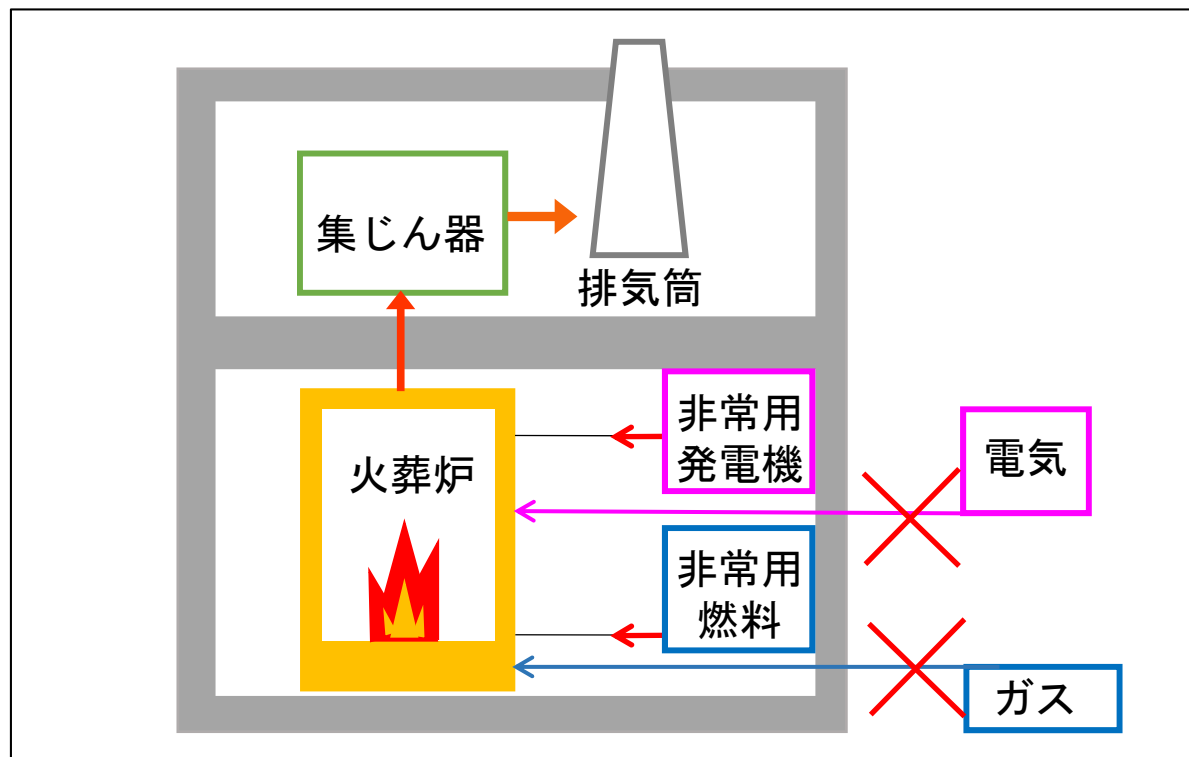
## Ⅱ－6 歩道整備

計画地に面する道路のうち、歩道が無い東側部分は、  
拡幅して歩道を設け、歩行者の安全性に配慮します。



## Ⅱ-7 災害対策

大規模な災害が発生し、火葬炉への都市ガス(燃料)や電力の供給が停止した場合には、斎場に備える非常用燃料や非常用発電機により、火葬を継続できるように検討しています。



<イメージ図:都市ガスや電力の供給停止時の対応>

## Ⅱ-7 災害対策

計画地は埋立地に立地し、大地震の際に液状化する可能性があるとされています。

このため、地質調査を実施し、液状化対策を含めて、建物構造の検討を進めています。

また、計画地は1メートル以上2メートル未満の津波浸水が想定されているため、津波発生時には齋場利用者のほか、計画地周辺の方々の一時的な津波避難施設として、屋上へアクセス可能な外部階段を設けます。



<イメージ写真:名古屋市立第二齋場>

# 目次

- I 横浜市の現状
- II 基本設計について
- III 環境影響評価(自主)
- IV 今後のスケジュール



### Ⅲ 環境影響評価（自主）



東部方面斎場（仮称）整備事業は、計画地面積が15ヘクタール未満のため「横浜市環境影響評価条例」の対象となりませんが、環境へ与える影響を調査することは重要なことと考え、令和元年度及び2年度に自主的に環境影響評価を実施しました。

#### （参考）

##### 1 横浜市環境影響評価条例の対象事業

市街化区域内における開発行為の規模が15ヘクタール以上

##### 2 東部方面斎場（仮称）の計画地面積

約 11,000㎡ ≒ 約 1.1ヘクタール

⇒ 斎場の計画地面積は15ヘクタール未満のため、本市条例の対象外です。

## Ⅲ-1 環境影響評価項目



工事中	供用後
① 温室効果ガス	① 温室効果ガス
② 生物多様性	② 生物多様性
③ 廃棄物・建設発生土	③ 廃棄物・建設発生土
④ 大気質	④ 大気質
⑤ 騒音	⑤ 騒音
⑥ 振動	⑥ 振動
	⑦ 悪臭
	⑧ 浸水
⑨ 交通混雑・歩行者の安全	⑨ 交通混雑・歩行者の安全
	⑩ 景観
⑪ ふれあい活動の場	⑪ ふれあい活動の場

### 評価結果

図 予測・評価までの大まかな流れ

事業内容や地域特性を  
踏まえた評価項目の選定

現地調査

環境保全目標の設定

環境保全のための  
措置の設定

予測・評価

いずれの評価項目についても、環境の保全のための措置に取り組むことで、環境保全目標は達成されると評価されました。

## Ⅲ－２ 予測・評価について



### ① 温室効果ガス

#### ■ 現地調査結果

斎場計画地は現在、スポーツ広場として利用されており、温室効果ガスの定常的な排出源は存在しません。

#### ■ 環境保全目標・環境の保全のための措置・予測結果の概要

区分	要因	環境保全目標	環境の保全のための措置	予測結果の概要
工事中	建設機械の稼働	事業の実施による温室効果ガスの排出を可能な限り抑制する	・温室効果ガス低減効果を高めた建設機械の使用やアイドリングストップの徹底などを検討	環境の保全のための措置により、温室効果ガスの排出量が抑制されると予測します。
	工事用車両の走行		・ハイブリッド車など、省エネ機構を搭載した車両の使用や、アイドリングストップの徹底などを検討	
供用後	建築物の供用		・火葬燃料は温室効果ガスの発生量が少ない都市ガスの採用 ・高効率の照明・空調設備の使用を検討	

## Ⅲ-2 予測・評価について

### ②生物多様性

#### ■現地調査結果

細目	確認された種	注目すべき種
動物	哺乳類4種 鳥類37種 両生類1種 爬虫類1種 昆虫類392種	・鳥類9種 (ツバメ、カワラヒワ等) ・両生類1種 (アズマヒキガエル) ・昆虫類6種
植物	356種 斎場計画地は、埋立地の工場地帯に立地。自然林や自然草地は存在せず、確認された植物群落は全て人間活動の影響により成立した植生。	・タンキリマメ1種



#### ■環境保全目標

本事業の実施による動植物の生育環境や生態系への影響を最小限とする。

### ②生物多様性

#### ■環境の保全のための措置

- ・斎場敷地には横浜市の定める緑化率(20%)に従い緑を確保する。
- ・斎場計画地南側から既存公園まで連続性を考慮した緑地を整備する。これにより、斎場計画地周辺の動植物の生息環境が形成されるよう配慮する。



- ・注目すべき種であるタンキリマメは、斎場計画地内に生育する株について、斎場計画地外への移植を検討する。

### ②生物多様性

#### ■予測結果の概要

- ・事業の実施に伴い、斎場計画地内における工事中の動植物の環境は改変されるが、斎場計画地外の動植物の生息環境は改変されることはなく、ほとんど影響を受けない。
- ・斎場敷地は横浜市が定める緑化率20%に従い緑化されるため、施設供用時には一定の生息環境が確保される。
- ・注目すべき種であるタンキリマメの生育環境のうち、斎場計画地内は施設の建設に伴い失われるため、斎場計画地外への移植を検討する。なお、斎場計画地周辺の生育環境は本事業の影響を受けないことから、周辺におけるタンキリマメの生育は維持されると考えられる。

## Ⅲ－２ 予測・評価について



### ③廃棄物・建設発生土

#### ■現地調査結果

斎場計画地は、現在スポーツ広場や駐車場として利用されており、一般廃棄物や産業廃棄物が定常的に排出される状況ではありません。

#### ■環境保全目標・環境の保全のための措置の概要

項目	区分	環境保全目標	環境の保全のための措置の概要
一般廃棄物	工事中	本事業の実施により発生する廃棄物について、発生量の抑制及び再利用、再資源化に努め、最終処分量を最小化する。	工事に発生する一般廃棄物は、適切な分別と再資源化を実施する。
	施設供用時		供用時に発生する一般廃棄物は、適切な分別と再資源化を実施する。
産業廃棄物	工事中		横浜市の「本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領」に従い、廃棄物発生量の抑制及び再利用、再資源化を実施する。
建設発生土	工事中		



### ③廃棄物・建設発生土

#### ■予測結果の概要

項目	区分	予測結果の概要
一般廃棄物	工事中	工事中の現場事務所等から発生する一般廃棄物について、新聞・雑誌類、缶類等の分別、再資源化を徹底することにより削減が見込まれる。
	施設 供用時	施設の供用に伴い発生する一般廃棄物について、新聞・雑誌類、缶類等の分別、再資源化を徹底することにより、削減が見込まれる。
産業廃棄物	工事中	既存施設等の撤去や建設工事に伴い発生する伐採樹木、アスファルトがら、廃プラスチック、金属くず等の産業廃棄物について、環境の保全のための措置により最終処分量の削減が見込まれる。
建設発生土	工事中	建設工事に伴う地下掘削により発生する建設発生土について、環境の保全のための措置により、最終処分量の削減が見込まれる。

### ④大気質

#### ■現地調査結果

項目	調査結果	環境基準等
二酸化窒素 (ppm)	0.038	0.06 以下
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.029	0.10 以下
二酸化硫黄 (ppm)	0.005	0.04 以下
塩化水素 (ppm)	0.00095	0.02 以下
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.013	0.6 以下

⇒ 現地調査の結果、すべての項目で基準を下回っています。

## Ⅲ-2 予測・評価について



### ④大気質

#### ■環境の保全のための措置の概要(工事中)

区分	環境影響要因 (予測評価した事項)	環境の保全のための措置の概要
工事中	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 建設機械の稼働</li><li>・ 建築物の建設</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 排出ガス対策型建設機械を極力採用する。</li><li>・ 工事計画の策定にあたっては、工事の平準化、建設機械の効率的稼働に努める。</li><li>・ 工事関係者に対して、建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかしや高負荷運転をしないための指導・教育を徹底する。</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 工事用車両の走行</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努める。</li><li>・ 土曜日や祝日の工事にあたっては、周辺交通状況を勘案し、適宜、工事用車両の走行時間や走行台数の調整に努める。</li><li>・ 工事用車両の整備・点検を徹底する。</li></ul>

## Ⅲ－２ 予測・評価について



### ④大気質

#### ■環境の保全のための措置の概要(施設の供用時)

区分	環境影響要因 (予測評価した事項)	環境の保全のための措置の概要
施設の 供用時	施設の供用関連車両 の走行	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 従業員や施設利用者に対して、交通法規の遵守、駐車場におけるアイドリングストップや、急発進・急加速、空ぶかしをしない等、エコドライブの取組を促す。</li></ul>
	建築物の供用	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 設備機器については、極力最新の機器を採用するなど、排出ガス対策に努める。</li><li>・ 適正な維持管理を行い、性能を維持するよう努める。</li><li>・ 火葬炉の燃料として都市ガスを採用することで、ばい煙の発生量を低減していく。</li></ul>

## Ⅲ－２ 予測・評価について



### ④大気質

#### ■ 予測結果

項目	予測結果	環境保全目標
二酸化窒素 (ppm)	0.034～0.039	0.06 以下
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.048～0.049	0.10 以下
二酸化硫黄 (ppm)	0.004	0.04 以下
塩化水素 (ppm)	0.002	0.02 以下
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.020	0.6 以下

⇒ すべての項目で環境保全目標を下回る予測です。

## Ⅲ-2 予測・評価について



### ⑤騒音

#### ■現地調査結果

一般環境騒音・道路交通騒音ともに基準を満たしていました。

単位：dB(デシベル)

	時間帯 (※)	測定結果	適用基準	
一般環境 騒音	朝	55	75	横浜市生活環境の保全等に関する条例 (工業専用地域)
	昼	57		
	夕	53		
道路交通 騒音	昼間	68	70	環境基本法に基づく騒音に係る環境基準 (幹線交通を担う道路に近接する空間)

※ 朝：6～8時、昼：8～18時、夕：18～23時  
昼間：6～22時

## Ⅲ-2 予測・評価について



### ⑤騒音

#### ■予測・評価等の概要(工事中)

単位: dB(デシベル)

区分	要因	調査結果	環境保全目標	予測結果	環境の保全のための措置	
工事中	建設機械の稼働	朝	55	85以下 (※1)	最大 70.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事区域境界に仮囲い設置</li> <li>・集中稼働の回避</li> <li>・アイドリングストップの徹底、空ぶかしや高負荷運転を行わない</li> </ul>
		昼	57			
夕		53				
	工事用車両の走行	68	70以下 (※2)	最大 68 (※3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の日時に集中しないよう計画的な運行管理に努める</li> <li>・アイドリングストップの徹底、空ぶかしや高負荷運転を行わない</li> </ul>	

- ※1 騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準  
(本来、工業専用地域は規制の対象外ですが、当該基準を準用し、設定しています)
- ※2 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間:昼間)
- ※3 本事業の関連車両による増加分は0.1dB未満と予測します。

## Ⅲ-2 予測・評価について



### ⑤騒音

#### ■ 予測・評価等の概要(供用後)

単位: dB(デシベル)

区分	要因	調査結果	環境保全目標	予測結果	環境の保全のための措置	
供用後	関連車両の走行	68	70以下 (※1)	最大 68 (※2)	・従業員や利用者に対する交通法規の遵守やエコドライブの取組促進	
	建築物の供用	朝	55	75以下 (※3)	最大 52.6	・低騒音型の設備機器導入検討 ・設備機器は建物内に配置し、施設外への騒音伝搬の防止に努める ・音の出口となる吸排気口位置に留意し、設備機器の配置検討
		昼	57			
夕	53					

※1 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間:昼間)

※2 本事業の関連車両による増加分は0.1dBと予測します。

※3 「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づく、事業所において発生する騒音の許容限度(工業専用地域)



## Ⅲ－２ 予測・評価について



### ⑥振動

#### ■現地調査結果

一般環境振動・道路交通振動ともに基準を満たしていました。

	時間帯 (※1)	測定結果	適用基準	
一般環境 振動	昼間	46	70	横浜市生活環境の保全等に関する条例 (工業専用地域)
	夜間	39	65	
道路交通 振動	昼間	54	70	振動規制法 (道路交通振動の要請限度)(※2)
	夜間	50	65	

※1 昼間:8～19時、夜間:19～8時

※2 工業専用地域は指定地域に含まれず、規制基準は適用されませんが、「主として工業等の用に供されている区域」を含む第二種区域の基準を準用し、設定しました。

## Ⅲ-2 予測・評価について



### ⑥振動

#### ■予測・評価等の概要(工事中)

単位: dB(デシベル)

区分	要因	調査結果		環境保全目標		予測結果	環境の保全のための措置
工事中	建設機械の稼働	昼	46	75以下 (※1)		最大 69.5	・集中稼働の回避
		夜	39				
	工事用車両の走行	昼	54	昼	70 以下 (※2)	最大 56 (※3)	・特定の日時に集中しないよう計画的な運行管理に努める ・土休日の工事は周辺交通状況を勘案し、車両の走行時間や台数調整 ・エコドライブの取組促進
		夜	50	夜	65 以下 (※2)	最大 54 (※4)	

- ※1 振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準  
(本来、工業専用地域は規制の対象外ですが、当該基準を準用し、設定しています)
- ※2 振動規制法に定める道路交通振動の要請限度(第2種区域)
- ※3 本事業の関連車両による増加分は0.1dBと予測します。
- ※4 本事業の関連車両による増加分は0.1dB未満と予測します。

## Ⅲ－２ 予測・評価について



### ⑥振動

#### ■予測・評価等の概要(供用後)

単位: dB(デシベル)

区分	要因	調査結果		環境保全目標		予測結果	環境の保全のための措置
供用後	関連車両の走行	昼	54	昼	70以下 (※1)	最大 56 (※2)	交通法規の遵守やエコドライブの取組促進
		夜	50	夜	65以下 (※1)	最大 54 (※2)	

※1 振動規制法に定める道路交通振動の要請限度(第2種区域)

※2 本事業の関連車両による増加分は0.1dB未満と予測します。

## Ⅲ－２ 予測・評価について



### ⑦悪臭

#### ■現地調査結果(特定悪臭物質濃度、臭気指数) (単位 ppm)

項目	調査結果	基準	項目	調査結果	基準
アンモニア	< 0.1	1	イソブタノール	< 0.09	0.9
メチルカプタン	< 0.0002	0.002	酢酸エチル	< 0.3	3
硫化水素	< 0.002	0.02	メチルイソブチルケトン	< 0.1	1
硫化メチル	< 0.001	0.01	トルエン	< 1	10
二硫化メチル	< 0.0009	0.009	スチレン	< 0.04	0.4
トリメチルアミン	< 0.0005	0.005	キシレン	< 0.1	1
アセトアルデヒド	< 0.005	0.05	プロピオン酸	< 0.0002	0.03
プロピオンアルデヒド	< 0.005	0.05	ノルマル酪酸	< 0.0002	0.001
ノルマルブチルアルデヒド	< 0.0009	0.009	ノルマル吉草酸	< 0.0002	0.0009
イソブチルアルデヒド	< 0.002	0.02	イソ吉草酸	< 0.0002	0.001
ノルマルバレルアルデヒド	< 0.0009	0.009	臭気指数(※)	< 10	15以下
イソバレルアルデヒド	< 0.0003	0.003		※臭気指数のみ単位なしです	

⇒ 現地調査の結果、すべての項目で基準を下回っています。

## Ⅲ-2 予測・評価について



### ⑦悪臭

#### ■環境影響要因及び環境保全目標

区分	環境影響要因 (予測した事項)	環境保全目標
施設の供用時	建築物の供用(排ガス)	横浜市生活環境の保全等に関する条例による臭気指数の規制基準として、敷地境界で15以下とすること。

#### ■環境の保全のための措置及び予測結果の概要

環境の保全のための措置	予測結果の概要
施設の供用時には、未燃炭化物や悪臭成分を発生させない燃焼条件(燃焼炉、再燃焼炉)を維持できるように設備の点検・維持管理を行い、環境保全基準の遵守に努める。	施設の稼働に伴う煙突排ガスからの臭気指数は、最大でも10未満と予測。

### ⑧浸水

#### ■現地調査結果

##### (1)過去の被災の状況

斎場計画地及びその周辺における過去の浸水被害について資料調査を行ったところ、大黒町では大雨に伴う道路冠水の記録がありました。

##### (2)災害等に関わる地形の状況

斎場計画地及びその周辺は、標高2.5～3.0m程度の平坦な埋立地です。なお、埋立地であっても完全に平坦ということはなく、場所によって若干の高低差はあります。

### ⑧浸水

#### ■環境影響要因及び環境保全目標

区分	環境影響要因 (予測した事項)	環境保全目標
施設の供用時	建築物の存在	本事業の実施による、浸水の発生の増加を最小限とする。

#### ■環境の保全のための措置及び予測結果の概要

環境の保全のための措置	予測結果の概要
斎場敷地内に降った雨水を速やかに大黒運河へ排水するために、雨水排水路を設ける。	施設の設置により、施設が設置される部分のグラウンドや草地、植栽樹群は改変され、雨水の浸透域が減少するため、地表に滞留する雨水が増加する可能性がある。しかし、斎場計画地に降った雨水は速やかに大黒運河に排水されるため、事業実施後も本事業に起因する浸水の発生が増加することはないと考えられる。



### ⑨交通混雑・歩行者の安全

#### ■現地調査結果

##### (1)道路(交通量)の状況

齋場計画地に接する神奈川産業道路(新興通)の交通量は以下のとおりです。

地点	交通量(台/16h) ※調査時間:6~22時			大型車 混入率
	小型車	大型車	合計	
現地調査地点 (神奈川産業道路沿道)	6,347	4,345	10,692	40.6%

##### (2)土地利用等の状況

齋場計画地及び周辺は工業専用地域に指定され、小中学校は存在せず、指定通学路も設定されていません。また、居住を想定した土地利用ではないため、医療・福祉施設も存在していません。

現状は「鶴見区スポーツ広場」として暫定利用されていますが、周辺は工場や物流施設が建ち並んでいます。

### ⑨交通混雑・歩行者の安全

#### ■環境保全目標・環境の保全のための措置

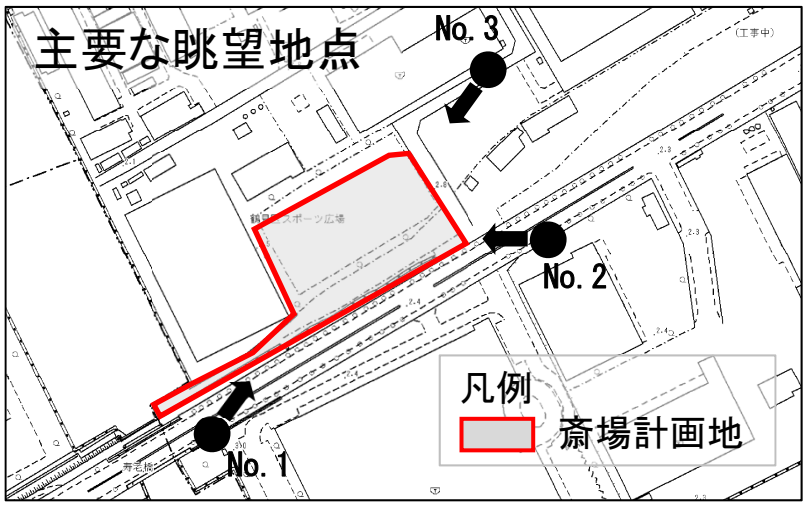
区分		要因	環境保全目標	環境の保全のための措置
交通混雑	工事中	工事用車両の走行	工事車両及び斎場利用車両が周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと	・車両が一時期に集中しないよう、工事工程の平準化を図り、交通混雑低減に努める。
	供用後	関連車両の走行		・幹線道路利用の周知徹底。 ・道路上に入場待ち車両が滞留しないよう、敷地内に十分な台数の駐車場を整備する。
歩行者の安全	工事中	工事用車両の走行	歩行者の安全が確保されること	・決められたルートでの走行及び交通法規の遵守の周知徹底。 ・必要に応じ、出入口付近に交通誘導員を配置
	供用後	関連車両の走行		・幹線道路利用の周知徹底 ・必要に応じ、出入口付近に交通誘導員を配置

#### ■予測結果

いずれの場合も、周辺環境に著しい影響は及ぼさない。

# Ⅲ-2 予測・評価について

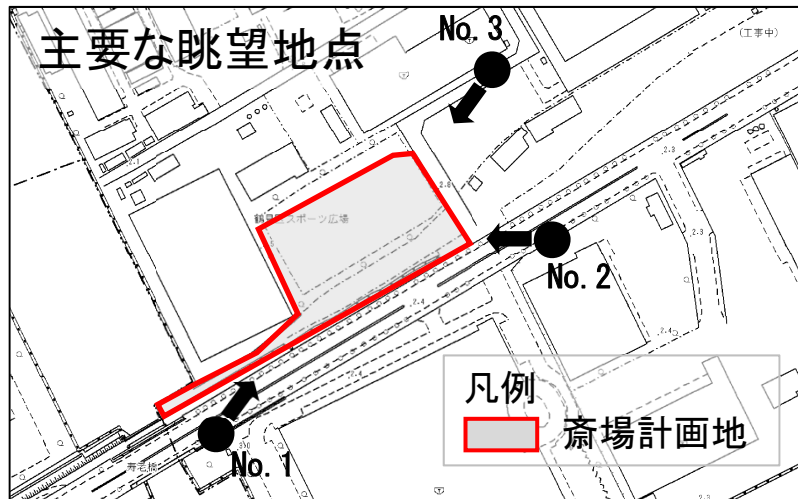
## ⑩景観(現況)





# Ⅲ-2 予測・評価について

## ⑩景観(予測結果)



## Ⅲ－２ 予測・評価について



### ⑪ふれあい活動の場

#### ■調査結果及び環境保全目標

区分	調査結果	環境保全目標
工事中 供用時	斎場計画地及びその周辺において、人と自然とのふれあい活動が行われている場としては、鶴見区スポーツ広場、貨物線の森緑道(公園)が存在する	本事業の実施によるふれあい活動の場及びその利用への影響を最小限とする

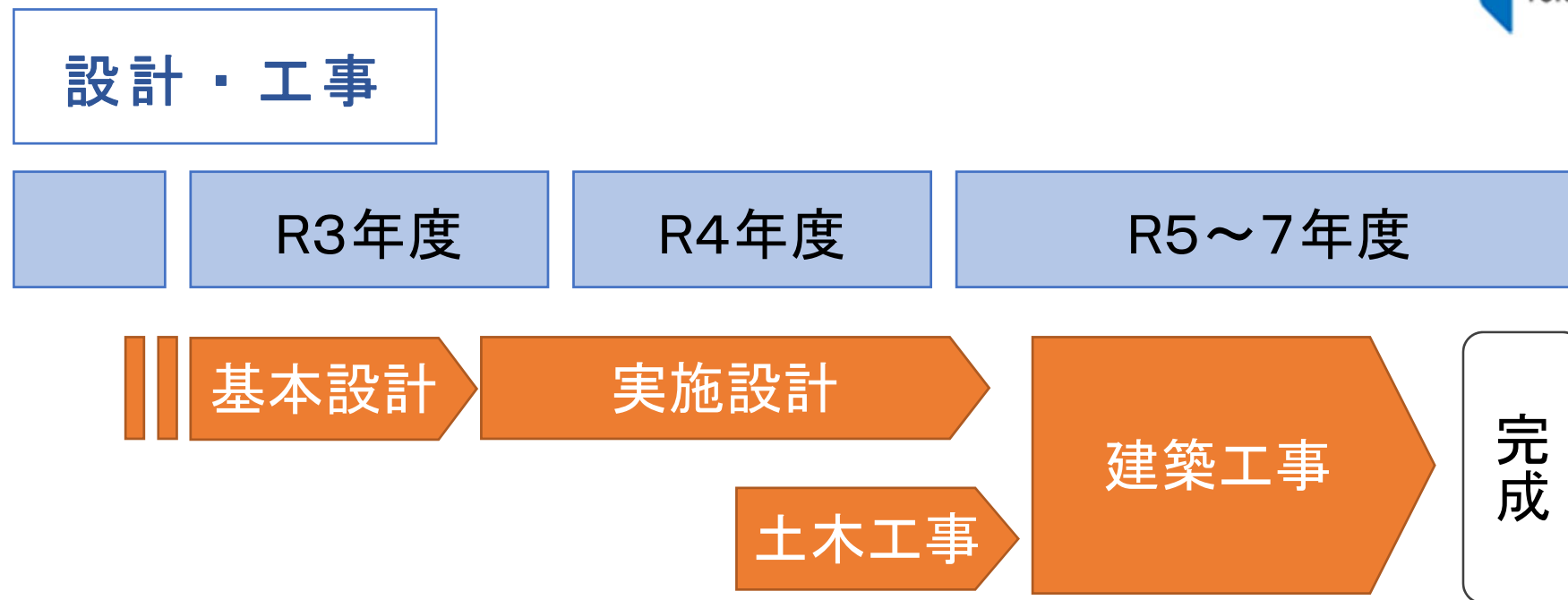
#### ■環境の保全のための措置及び予測結果の概要

環境の保全のための措置	予測結果の概要
斎場計画地南側の緑道部分には、既存の緑道と連続するよう緑地帯を設け、整備する。	<ul style="list-style-type: none"><li>・工事開始以降、スポーツ広場は閉鎖され、利用不可となる。このため、近隣の外施設の利用が考えられる。</li><li>・貨物線の森緑道(公園)は斎場計画地から離れており、本事業の実施による影響は受けない。また、既存の緑道と連続する緑地帯を整備することで、緑道の連続性が向上し、市民の利用に資すると考えられる。</li></ul>

# 目次

- I 横浜市の現状
- II 基本設計について
- III 環境影響評価(自主)
- IV 今後のスケジュール

## IV-1 今後のスケジュール



- 令和2年度に引き続き、基本設計を進め、基本的な図面を作成します。
- 令和3年度後半には、実施設計に着手し、工事を的確に行うことができるように、より詳細で具体的な図面を作成します。

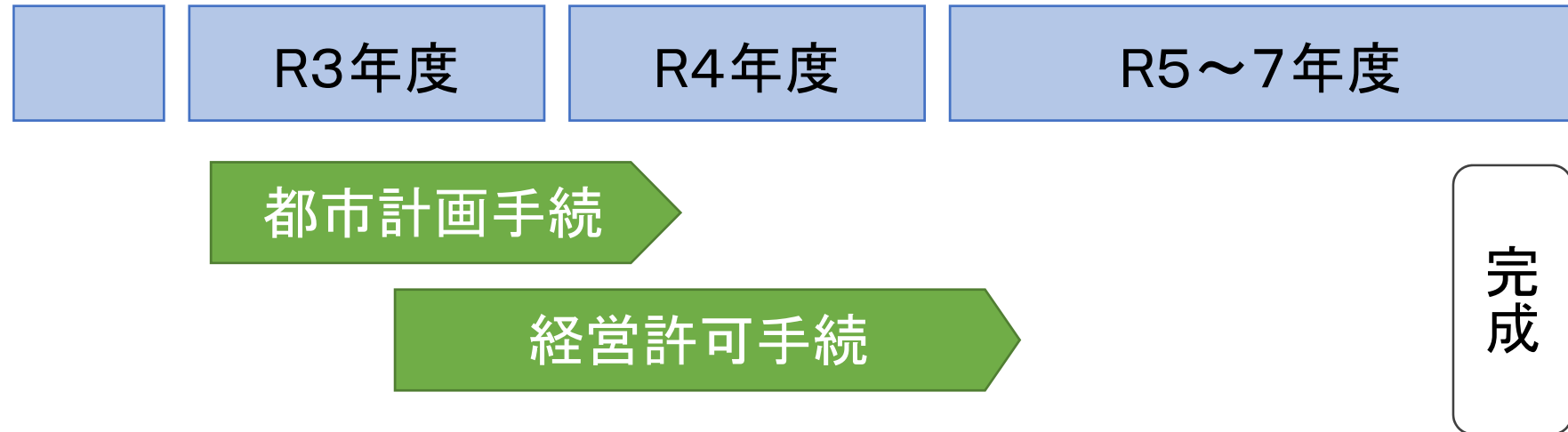
※現時点での想定スケジュールです。事業の進捗状況により、変更になる場合があります。 54



## IV-1 今後のスケジュール



### 各種手続



- 都市計画手続では、斎場の計画地に係る位置や区域など基本的な事項を都市計画に位置付けるための手続を行います。
- 経営許可手続では、斎場の運営開始に向けて市条例に基づき、周辺住民の方々への説明等の手続を行います。

※現時点での想定スケジュールです。事業の進捗状況により、変更になる場合があります。 55

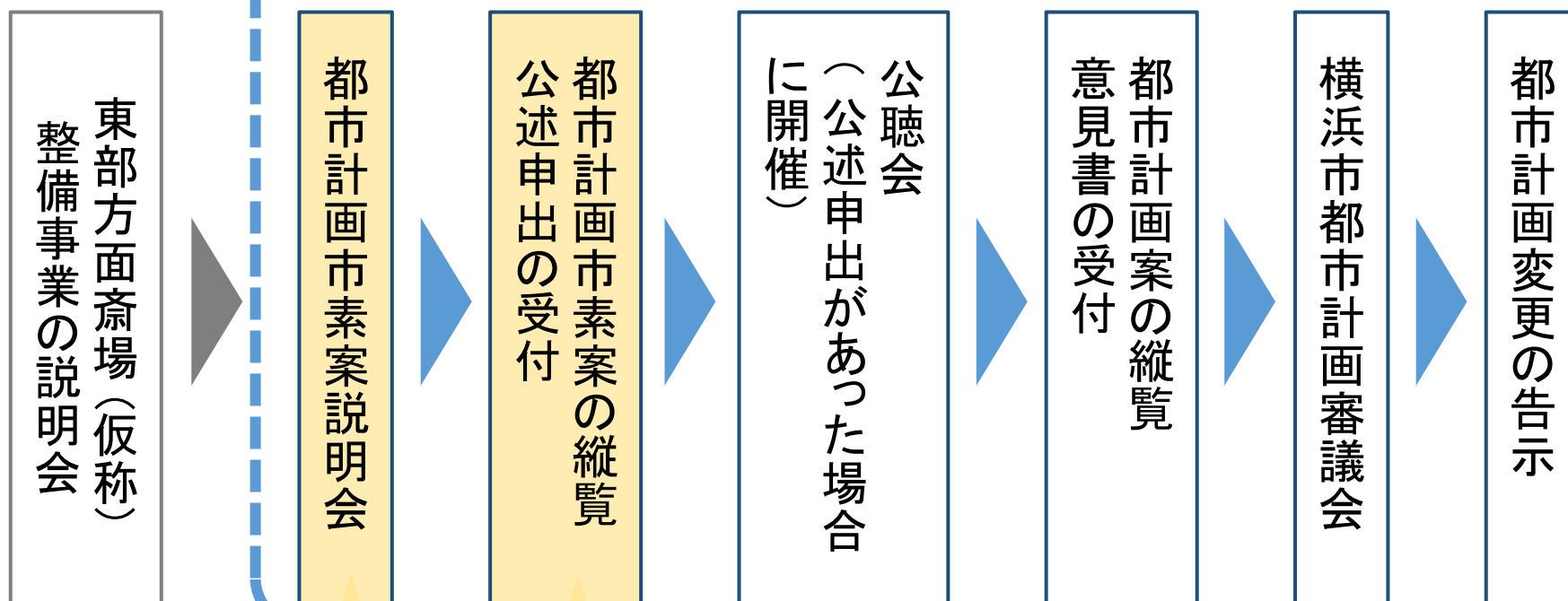
## IV-2 都市計画手続について



### 都市計画手続

今回

※斎場の計画地を都市計画に位置付けるために行います。



具体的な時期・内容については、  
広報よこはま鶴見区版や横浜市ホームページ等により  
お知らせする予定です。

## IV-3 質問書の受付について

---



### 受付期間(回答予定日)

---

**第1次** 令和3年3月19日(金)から令和3年3月25日(木)まで  
【令和3年3月31日(水) 回答公表予定】

**第2次** 令和3年3月26日(金)から令和3年4月1日(木)まで  
【令和3年4月7日(水) 回答公表予定】

### 提出方法

---

質問書(任意様式)を、郵送・ファックス・Eメールのいずれかの方法で提出してください。いずれの場合も、質問受付期間内必着です。

### 提出・問合せ先

---

- 郵 送 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10  
健康福祉局 環境施設課 斎場整備担当あて
  - ファックス 045-664-6753
  - Eメール kf-kankyo@city.yokohama.jp
- (問合せ先) 電 話 045-671-4386